

## 計 画 書

### 志津川都市計画被災市街地復興推進地域の決定（南三陸町決定）

都市計画志津川地区被災市街地復興推進地域を次のように決定する。

名 称	志津川地区被災市街地復興推進地域
位 置	南三陸町志津川字天王前、大森町、城場、上の山、五日町、十日町、南町、汐見町の各全部、新井田、天王山、大森、旭ヶ浦、本浜町、助作、廻館前、中瀬町、塩入の各一部
面 積	約 1 5 4 . 4 h a
緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針	当地区は、土地区画整理事業等により、地域の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、避難場所等の適正な配置を行い、災害に強い健全で良好な市街地形成を図る。
被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間満了の日	平成 2 5 年 3 月 1 0 日

「区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

本地域は、東日本大震災により地域内の建物の大部分が壊滅的な被害を受けており、早期の復興が必要である。

このことから、安全で災害に強い市街地整備を実現するため、本案のように決定する。